

新旧対照表

○衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（昭和六十二年千葉県規則第二十七号）

新	旧
衛生に関する法律、政令、厚生労働省令、条例及び規則の規定により知事又は知事を經由して厚生労働大臣若しくは内閣総理大臣に対して行う申請、届出、報告等の行為であつて、別表第一に規定するものにあつては所轄の保健所（千葉市、船橋市及び柏市が設置する保健所を除く。）の長を、別表第二に規定するものにあつては所轄の食肉衛生検査所の長を經由しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請、届出、報告等の行為であつて、別表第三に規定するものにあつては、この限りでない。 別表第一（県の保健所長を經由するもの） 一〜十五 略 十六 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）に基づくもののうち次に掲げるもの イ 略 ロ （削る。） ハ 第三条第三項の規定による准看護師籍の訂正の申請 ニ 第三条第五項の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の訂正の申請 ホ 第四条第二項の規定による准看護師籍の登録抹消の申請 ヘ 第四条第三項の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録抹消の申請 ト 第五条第一項の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録抹消の申請 チ 第五条第二項の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録抹消の申請 リ 第六条第二項の規定による准看護師の免許証の書換え交付の申請 第六条第四項の規定による保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許証の書換え交付の申請	衛生に関する法律、政令、厚生労働省令、条例及び規則の規定により知事又は知事を經由して厚生労働大臣若しくは内閣総理大臣に対して行う申請、届出、報告等の行為であつて、別表第一に規定するものにあつては所轄の保健所（千葉市、船橋市及び柏市が設置する保健所を除く。）の長を、別表第二に規定するものにあつては所轄の食肉衛生検査所の長を經由しなければならない。 別表第一（県の保健所長を經由するもの） 一〜十五 略 十六 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）に基づくもののうち次に掲げるもの イ 略 ロ 第一条の三第二項の規定による准看護師免許の申請 ハ 第三条第三項の規定による准看護師籍の訂正の申請 ニ 第三条第五項の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の訂正の申請 ホ 第四条第二項の規定による准看護師籍の登録抹消の申請 ヘ 第四条第三項の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録抹消の申請 ト 第五条第一項の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録抹消の申請 チ 第五条第二項の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録抹消の申請 リ 第六条第二項の規定による准看護師の免許証の書換え交付の申請 ヌ 第六条第四項の規定による保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許証の書換え交付の申請

ス	第七条第二項の規定による准看護師の免許証の再交付の申請
ル	第七条第五項の規定による発見した保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許証の返納
ヲ	第七条第六項の規定による保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許証の再交付の申請並びに発見した免許証の返納
ワ	第八条第二項及び第四項の規定による准看護師の免許証の返納
カ	第八条第五項の規定による保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許証の返納
ヨ	附則第三項の規定による保健婦免状及び看護婦免状の返納
十七	略
三十一	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十六号）に基づくもののうち次に掲げるもの
イ	第五条第二項の規定による名簿の訂正の申請
ロ	第六条第一項の規定による名簿の登録の消除の申請
ハ	第七条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請
ニ	第八条第二項の規定による免許証の再交付の申請
ホ	第八条第五項の規定による発見した免許証の返納
ベ	第九条の規定による免許証の返納
二十二	略
別表第二	略

別表第三（電子的方法による場合に経由しないもの）

一	別表第一第十二号イに掲げる申請
二	別表第一第十四号イに掲げる申請
三	別表第一第十五号イに掲げる申請及び同号ロに掲げる届出
四	別表第一第十六号イに掲げる申請
五	別表第一第十七号イに掲げる届出
六	別表第一第二十三号イに掲げる申請
七	別表第一第二十五号イに掲げる申請
八	別表第一第二十七号イに掲げる届出

ス	第七条第二項の規定による准看護師の免許証の再交付の申請
ル	第七条第五項の規定による発見した保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許証の返納
ヲ	第七条第六項の規定による保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許証の再交付の申請並びに発見した免許証の返納
ワ	第八条第二項及び第四項の規定による准看護師の免許証の返納
カ	第八条第五項の規定による保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許証の返納
ヨ	附則第三項の規定による保健婦免状及び看護婦免状の返納
タ	略
十七	略
三十一	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十六号）に基づくもののうち次に掲げるもの
イ	第三条の規定による免許の申請
ロ	第五条第二項の規定による名簿の訂正の申請
ハ	第六条第一項の規定による名簿の登録の消除の申請
ニ	第七条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請
ホ	第八条第二項の規定による免許証の再交付の申請
ベ	第八条第五項の規定による発見した免許証の返納
ト	第九条の規定による免許証の返納
二十二	略
別表第二	略

（新設）

九	別表第二第三十号イに掲げる申請	
十	別表第二第三十三号イに掲げる申請	
十一	別表第二第三十四号イに掲げる申請	